

東広島市農業委員会令和6年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月26日（金） 午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘
4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子
7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明
10	荒 谷 義 憲	11	村 上 義 則	12	木 原 省 五
13	財 満 俊 子	14	仲 伏 英 雄	16	大 月 靖 規
17	土 井 浩 文	18	在 間 輝 昭	20	橘 川 一 則
22	高 木 昭 夫	23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美

4 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
15	高 尾 昭 臣	19	古 本 啓 之	21	小 倉 亜紗美

5 傍聴人 3人

6 議事録署名者

議長(会長) 1番 長 原 毅 委員 2番 久保 伸司 委員

7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第 17 号 行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る裁決書について

議案第 18 号 太陽光発電設備の設置に係るガイドラインについて

- 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 22 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

(5) 報告

- 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 21 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 22 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係長	枝 廣 めぐり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	それでは、これより 4 月の総会を開催いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数 24 名中 21 名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 なお、本日は会議に傍聴の希望があり、議長において許可いたしましたので、ご了承ください。 次に、日程第 1 の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第 34 条第 2 項の規定により、1 番長原委員、2 番久保委員を指名いたします。 次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和 6 年 4 月 26 日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和 6 年 4 月 26 日 1 日限りといたします。 これより日程第 3 の議案審議に入ります。 議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規

議 長	定による農用地利用集積計画の決定について」を上程をいたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、内容については農林水産課から説明をいたします。
崎 里 主 査	失礼いたします。 議案第15号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明させていただきます。 資料の別紙1をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に関するもので、件数は79件、総面積は249,102.88㎡となっております。詳細につきましては、資料にてご確認ください。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それではこれより採決に入ります。 議案第15号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第15号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
崎 里 主 査	それでは、議案第16号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙2をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては、2件、3,582㎡、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第16号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第16号については異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 ありがとうございました。農林水産課の方は退席をお願いいたします。
	< 崎里主査、退席 >
議 長	次に、議案第17号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る裁決書について」

議 長	を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	3 ページをお願いいたします。 議案第17号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る裁決書について」でございます。 初めに、訂正をお願いいたします。 資料3の下から2番目の表、議案第17号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る裁決書について」でございます。表のとおり訂正をお願いいたします。議案の8ページの(5)2行目後半の「認識できた」を「認識した」へ訂正をお願いいたします。 それでは、4 ページをお願いいたします。 前回の総会で報告を行いました裁決書につきまして、一部修正を加え、市の法務専門監へ相談の上、裁決書を作成しております。なお、裁決書は、このたびの審査請求につきまして、審査庁が行う最終的な決定でございます。 また、今後のスケジュールといたしましては、今回の裁決書の議決をいただいた後、審査請求人へ裁決書を送付する予定でございます。 それでは、中段の主文をご覧ください。 内容は、訴えの内容を審理した上で退ける棄却でございます。 続きまして、事実でございます。 内容は、このたびの審査請求につきまして許可処分決定から審査請求書の提出までを時系列で記載しております。 続きまして、理由でございます。 理由につきましては、前回総会の説明と重複する部分があると思いますが、ご了承をお願いします。 理由の構成といたしましては、5 ページの1、審査請求人の主張の要旨、6 ページ、2、処分庁の主張の要旨、同じく6 ページの3、審査庁の判断に分かれております。前回の報告時にご指摘をいただいた部分を踏まえ、審査庁の判断に8 ページの(5)を追加しております。 続きまして、5 ページの1、審査請求人の主張の要旨でございます。 (1) 審査請求人は、本件土地の隣地に農地を所有しているため、本件許可処分に直接の利害関係がある。このため、審査請求人は、本件審査請求について請求適格がある。 (2) 審査請求人の同意なく、偽りその他不正の手段により農振法上の手続においてなされたもので、本件許可処分は取り消されるべきである。 (3) 本件記載は、刑法155条、同158条の公文書偽造とその行使に当たる。また、隣接農地所有者等承諾書は押印が省略されており、容易に本件記載を行うことができた。 (4) また、株式会社●●は、本件土地上の太陽光発電事業から撤退すべきである。 次に、6 ページの2、処分庁の主張の要旨でございます。 (1) 本件土地は、第2種農地に分類される。そして、第2種農地については、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できると認められる場合以外は許可するとされているところ、申請地以外の土地では事業目的が達成できないものと処分庁において認定し、許可申請者に対して法第5条の許可処分を行ったものである。 (2) 本件許可処分は、農業政策の観点から行われるものであり、景観利益等の私的利益の保護の観点から行われるものではなく、審査請求人は、本件許可処分について処分に不服がある者には該当しない。 (3) 仮に、本件記載が農振法上の手続において違法性を有するものであるとしても、当然にその違法が本手続に引き継がれるものではない。 よって、請求については棄却されるべきである。 続きまして、3、審査庁の判断でございます。 (1) 最高裁判例によりますと、法律上の利益は当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有している必要があるとされている。また、名宛て人以外の者は、法的効果による権利の制限を受ける場合には、処分の名宛て人として権利の制限を受け

松下局長補佐	る者と同様に法律上の利益を有する者に当たるとされている。 7ページでございます。 (2)本件土地の隣地に農地を所有する審査請求人は、農地の転用によって土砂の流出または崩壊その他の災害の発生や農業用排水施設の機能上の障害等の被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の農地を所有、耕作する者は農地転用許可の取消しを求めるにつき、法律上の利益を有する者として、本件請求の請求適格を有するといふべきである。 8ページをお願いいたします。 (3)なお、本件許可処分に先立ち行われた農業振興地域整備計画に係る農地利用計画の変更申出書につきましては、株式会社●●より説明を受けておらず、また同意もしていなかった事実が認められる。 (4)農振法に基づき農用地区域から除外するためには、近隣住民の同意を得ることは同条の要件としては定められていない。そのため、これにより同除外手続が直ちに違法性を生じるとは言えない。 (5)このたびの許可処分については、農地法第5条の許可の要件を満たすかの点であり、農振法上の手続における審査請求人の同意の有無は、許可処分の直接の検討の対象ではなく、処分庁が検討すべき事項ではない。また、処分庁は、本件記載は審査請求人の意思に基づかないものであったことを認識したのは許可処分後であり、許可後に農振法上の手続が審査請求人の同意なく行われたことが判明したことをもって、許可処分が違法となるものではない。 (6)農地法51条1項に基づく処分を行うか否かは処分庁の裁量に委ねられているのであって、直ちに本件許可処分が違法となるものではない。 9ページでございます。 (7)以上のことから、本件許可処分について違法または不当な点は認められない。説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
高 橋 委 員	23番、高橋です。 今後の見通しですけど、もしこれに納得しないで次の訴えた場合というのは、今度は裁判になるのでしょうか。それをお聞きしたいです。
松下局長補佐	ただいまのご質問でございますが、今後のことにつきまして、今回の決定が処分庁、審査庁が農業委員会になりまして、今回は結局最終決定になりますので、その後ということであれば相手方の対応ということですが、次の手続といたしましては裁判の可能性はあるということでございます。 以上です。
高 橋 委 員	ありがとうございます。
議 長	ほかにはございませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第17号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第18号「太陽光発電設備の設置に係るガイドラインについて」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	太陽光発電設備の設置に係るガイドラインについてでございます。 10ページをお願いいたします。 議案第18号「太陽光発電設備の設置に係るガイドラインについて」でございます。 11ページをお願いいたします。

松下局長補佐	こちらは、前回総会でご指摘をいただきました点を修正をしました。 1つ目、水路の草刈り等の管理について水路関係者としておりましたが、分かりやすく水利関係者としたしました。 2つ目、様式第2号につきまして、隣接農地所有者等の同意者につきまして署名をいただくとともに、農業委員会からも確認ができるよう住所欄に電話番号の記載を追加いたしました。 その他につきましては、前回総会の内容と重複する部分があると思いますが、ご了承をお願いいたします。 それでは、ガイドライン設置の趣旨についてでございます。 農地転用を行う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者から隣接農地所有者等へ説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とするものでございます。また、中・長期的な対応といたしましては、条例整備を求めていくことを念頭にするものでございます。 内容といたしましては、1、事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。また、事業者の周辺農地の営農への理解は、誓約書により確認してまいります。 2番目、事業者は、隣接農地所有者等に対して事業内容のほか、フェンスの設置や雨水の処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響がない旨を説明する書類を提示及び配布して十分な説明をすること。転用事業地が急傾斜地の場合、下流域の農地所有者及び耕作者に対しても書類等を提示及び配布して十分な説明をすること。農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。 3つ目、事業者は、事業を終了する場合は事業者の責任で速やかに発電設備を撤去すること。 4つ目、事業者は、農地転用許可申請に当たって、事前に太陽光発電設備の設置に係る誓約書を提出するとともに、申請時には太陽光発電設備の設置に係る同意書を申請書に添付すること。 5つ目、事業者またはその代理人は、農業委員会による農地転用に係る現地調査を行う場合、立会を行うこと。 6つ目、事業者は、その他必要に応じて農業委員会が求める書類を提出することでございます。 続きまして、12ページの様式第1号につきましては、転用事業者は、太陽光発電設備の設置については隣接地の営農活動が発電設備に影響することを理解した上で設置すること及び営農活動による発電設備の損害等について不服申立ては行わないこと。隣接農地所有者等への説明は、書類等を提示及び配布すること。事業を終了する場合は、自らの責任で速やかに発電設備を撤去すること。この3点を約束する誓約書でございます。 また、13ページの様式第2号につきましては、隣接農地所有者等が太陽光発電設備を設置することについて、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響がない旨を説明する書類等によって十分な説明を受けたので、異議なく同意するとの同意書でございます。 誓約書、同意書につきましては、許可申請時に提出していただくこととしております。 本件につきましては、議決をいただきましたら、来月を周知期間とし、6月から施行する予定でございます。 説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。 どうぞ。
村上委員	11番の村上でございます。

村 上 委 員	太陽光発電のガイドラインができたことは大変よいことで、事務局の方も大変よく頑張られたと思います。今後、他都市からも注目されると思います。一方で、今後ますます太陽光が増えていく中で、もう一步踏み込んで条件をつけることはできないでしょうか。 1つ目は、この太陽光が全市的に広がれば、今月の議案、5条関係を見ても24件、2,868枚のパネルが設置されようとしております。こんなに広がれば農業委員会の問題にとどまらず、都市計画上の問題も必ず出てくると思いますので、この際、市の許可、チェックを受ける項目を追加することはできないでしょうか。 2つ目、ガイドラインの3にあるように事業を終了するときは事業者の責任で撤去とありますが、それは会社が元気で事業をずっと継続している前提ならこれでもよいと思いますが、会社が急に倒産してしまえば、連絡も取れず、そのまま放置されと考えられますので、設置者の一員でもある●●にも責任を持って後処理をしてもらえないか、ガイドラインに書き込んでいただけないでしょうか。実は、この部分を一番皆さん心配しておられます。そのまま放置されてどうなるのか、それではやめとこうかと。ということでございます。 そして、関連して災害とか落雷とか太陽光パネルが壊れたとき、重金属とかヒ素、これがパネルの中に含まれておるんだそうです。これはこの前、NHKで報道をしていました。東広島市においても管理面でも責任を明確にしておいたほうが、この際よいのではないかと思います。 ちょっと長くなりましたけれども、最後にお聞きしたいのは、同意者の件ですが、隣接地居住者はどのくらい離れた家の同意を取ればいいでしょうか。実はこれ、私今、現実直面しておるんですよ。田舎では二、三百m離れとるとというのが普通なんですね。また、農地の所有者が県道または市道を挟んで向こう側にあっても同意は必要なんではないでしょうか。いろいろ質問、注文つけて申し訳ございません。 以上です。
松下局長補佐	ありがとうございます。 ご質問の件ですが、1つ目につきまして、市の転用の許可申請時に他法令の許可も必要になってまいります。そういった関係で、例えば市の開発許可等関係課についてはその申請時に事前に協議を行っております。 次に、2つ目でございます。2つ目につきましては、この4月から営農型太陽光発電の撤去につきまして負担をすることの誓約書を業者のほうからいただいております。こういった誓約書のほうで対応してまいりたいと考えております。 3つ目の隣接同意がどこまで必要なのかということでございます。こちらにつきましては、隣接地について同意書、承諾書をいただくように考えております。しかしながら、事業者の方につきましては周辺地域の調和というのがありますので、できるだけそういった周辺地域の方のご理解をいただくように事前に説明をしていただくようお願いをしてまいりたいと考えております。 以上でございます。
村 上 委 員	急な突然の質問で申し訳なかったんですけど、多分これ、ガイドラインを初めて東広島でもできるわけですから、やっぱりもう少しみんなが見て、なるほど東広島はよくやっているとされるようなものにしておいてほしいんですよ。これ、必ず問題になります。さっきも言いましたように毎年大体3,000世帯ぐらいを賄う太陽光パネルが出ておるんです。あっちこっちにできておりますよ、異常なぐらい。もちろんこれ、何の縛りもない。だから、今の間にしておいてもらいたいなと、そのほうが後々いいんじゃないかなという老婆心で言わせてもらったんで、よろしくお願いします。すみませんでした。
高 木 委 員	22番、高木です。 1つは、いわゆる転売ですね。当初の設置者が権利をほかの人に移譲した場合に、誓約書が引き継がれるものかどうか。こうして入っていない以上は、次に買った人はそんなことは知らんと、当然そうなると思うんで、そこら辺が取れるかどうか、きちんと。だから、ガイドラインとして頑張っていたことに対しては評価をいたしますが、

高 木 委 員	できれば拘束力のある条例化をどうしてもやっていかないと、さっきも村上さんがおっしゃったように非常にたくさんの太陽光が増えておりまして無秩序の状態だろうと思います。そういったことから市のほうときちんと連絡を取りながら、農地にだけに造っているわけではないので、市全体として条例化をしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、意見として申し上げておきます。
松下局長補佐	ありがとうございます。 ただいま頂いたご意見ですね。先ほど少し申し上げさせて頂きましたが、今後の対応としてまずはガイドライン設置ということで対応させて頂いて条例整備のほうを念頭に進めていきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	ほかにはございませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第18号については原案のとおり決定することとします。 次に、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。 どうぞ。
小 田 主 査	それでは、総会議案の14ページをご覧ください。 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は32件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は、21ページに記載のとおりです。 それでは、申請番号62－1でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。基盤強化促進法による使用貸借権を設定し、隣地と一体的に利用されています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、63－2でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、64－3でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 経営地隣で耕作便利のため、使用貸借権を設定するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、65－4でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、66－5でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳で会社員です。渡人は遠方に居住しており、高齢でもあるため、耕作が困難となり、農地を譲渡することとなりました。受人は、実家が近く、近い将来この実家に移り住み、母の生活支援をしながら果樹を栽培したいと考え、申請されたものでございます。受人は、実家に通い、農業手伝いの経験がございます。 続いて、67－6でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。

小 田 主 査	新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳です。渡人は遠方に居住しており、高齢でもあるため、耕作が困難となり、農地を譲渡することになりました。受人は隣接地に居住しており、家庭菜園として利用したいと考え、申請されたものでございます。 続いて、68－7でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、69－8でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、70－9でございます。 渡人、●●さん、受人、池田寛さんです。 経営規模拡大のため、所有権●●を移転するものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、71－10でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。一部に農業用倉庫がございしますが、後日、農業用施設届出書を提出していただきます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、72－11でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、73－12でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、74－13でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。令和3年に家族と共に移住し、自宅の庭や近隣の土地で家庭菜園をされています。このたび、土づくりから農業をしたいという思いから申請されました。申請地では、自家消費用のトマトやナスなどを作付される予定で、近隣の農家の方から教えてもらいながら営農される予定となっております。 続いて、75－14でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で団体職員です。渡人は遠方に居住しており、耕作が困難となり、農地を譲渡することになりました。受人は、もともと祖父が所有していた土地で農業を始めたいと考え、申請されたものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、76－15でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。。 新規就農のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢で、耕作が困難となり、農地を譲渡することとなりました。受人は●歳で塾を営まれています。自身の子育てをする中で子供たちと地域の方々が集える場所を農業を通して作りたいと考え、申請されました。農業経験のある地域の方々に指導を受けながら技術習得を図る予定です。 続いて、77－16でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 相手方の要望のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必
---------	--

小田主査	要な農機具も保有されています。 続いて、78－17でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。。 新規就農のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢で、耕作が困難となり、農地を譲渡することとなりました。受人は●歳で会社役員です。隣地の宅地建物を併せて取得し、野菜を作付する予定です。 続きまして、79－18でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。。 経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は遠方に居住のため、耕作が困難になり、隣接の宅地の所有権移転に伴い、譲渡することとなりました。受人は32歳の会社員です。●●で耕作していた農地が豪雨災害のため耕作ができなくなり、隣接の宅地を所有し、サツマイモなどを作付する予定となっております。 続いて、80－19、81－20は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 渡人は●●です。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は、役員を含めた従業員26名に加え、季節雇で複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により60,662.22㎡の農地を取得しています。 続いて、82－21でございます。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 相手方の要望により、地上権を設定するものです。本申請地におきましては、令和3年から太陽光パネル下の農地で野菜の栽培を行っておられますが、引き続き事業を行うため、地上権を設定するものです。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第21号において説明させていただきます。 続いて、83－22から93－32までは関連しますので、一括して説明いたします。 渡人、●●さん、受人、●●さんです。 営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であることとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものでございます。本申請地は、令和5年12月総会において、農地所有適格法人である株式会社●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第21号において説明させていただきます。 以上、32件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第19号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 挙手多数 >

議	長	賛成多数ですので、議案第19号については許可することに決定をいたします。 次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		議案の22ページをお願いいたします。 議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 23ページをお願いいたします。 今月は3件の申請がございました。 申請番号8－1でございます。 ●●における賃貸住宅への転用事案でございます。申請地は、道照交差点の南約220mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を賃貸住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地については除外済みとなっております。 続きまして、申請番号9－2でございます。 ●●における進入路及び宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約560mに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を進入路及び宅地にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地は許可を得ることなく進入路及び宅地にされていたため、始末書を徴取しております。なお、農振農用地については除外済みとなっております。 続きまして、申請番号10－3でございます。 ●●における進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の南約2.6kmに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、居住する住宅への進入路が狭く、進入が困難なため、進入路を拡幅するため転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、以上3件への転用、別紙資料の2でございます。につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、いずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第20号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が「許可されることに異議ありません」ということであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第20号については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が「許可されることに異議ありません」ということであれば許可することに決定をします。 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。 どうぞ。
豊田主査	それでは、総会議案の24ページをご覧ください。 議案第21号についてご説明いたします。 今月は21件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の29ページをご覧ください。 それでは、45-1について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは令和5年11月24日付で除外済みとなっております。 続いて、46-2について説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く土木建築工事の請負及び設計コンサルタント等を営む会社でございます。申請地は、●●の北東に位置する第3種農地でございます。このたび、真砂土、コンクリート資材等の資材置場とするため、転用しようとするものでございます。 続いて、47-3について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続いて、48-4について説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、鋼船部品の加工業務等を営む会社でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。このたび、従業員及び業務用トラックの駐車場として利用するため、転用しようとするものでございます。 続いて、49-5について説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、建設工事の請負、施工等を営む会社でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。このたび、単管パイプ等の資材置場とするため、転用しようとするものでございます。 続いて、50-6について説明いたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。受人は、近隣にお住まいの方でございます。申請地は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。本申請地におきましては、令和3年から太陽光パネル下の農地で野菜の栽培を行っておられますが、引き続き事業を行うため、許可後3年間一時転用許可の申請をされたものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。また、太陽光パネルの地上高2.5mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。パネルの下では青ネギを栽培しておりますが、昨年度の営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告書では、記録的猛暑により、収量が地域の平均的な反収の8割を下回っているとの報告がありました。そのため、今年度からは青ネギに加え、冬瓜も作付し、8割以上の収量を確保する計画となっております。収量

豊田主査	は10 a 当たり、冬瓜は約800kg、青ネギは1,000kgを見込んでおり、このことに対し、知見を有する者からは可能との意見書が添付されております。 続いて、51－7について説明いたします。 墓地への転用事案でございます。受人は近隣にお住まいの方でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、墓地を設置するため、転用しようとするものでございます。 続いて、52－8について説明いたします。 共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。このたび、共同住宅2棟を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。 続いて、53－9について説明いたします。 一般住宅への転用事案でございます。受人は、隣接地に居住されている方でございます。申請地は、●●の東に位置します第1種農地でございます。このたび、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に隣接して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和5年11月24日付で除外されております。さらに、申請地は渡人が許可を得ることなくアスファルト等の施工を行っていたため、始末書を徴取しております。 続いて、54－10について説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く海運業等を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。このたび、来客用の駐車場として利用するため、転用しようとするものでございます。 続いて、55－11から65－21は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。 55－11は、●●の西に位置します農用地区域内農地でございます。 56－12は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。 57－13、58－14は、●●の北東に位置しますいずれも農用地区域内農地でございます。 59－15は、●●の北に位置します農用地区域内農地でございます。 60－16から64－20は、●●の東及び南東に位置しますいずれも農用地区域内農地でございます。 65－21は、●●の南に位置します農用地区域内農地でございます。 受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号の規定による農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、下部の農地においてはサカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。年間の収穫量は、10 a 当たり約6,000本程度を見込んでおり、根拠資料として関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の確保ができると計画されております。 以上、説明いたしました21件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、一体事業として30 a 以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付しました一覧表のうち、45－11、50－6、53－9、55－11から62－21を意見聴取いたします。
------	---

豊田主査	以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要性があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、採決に入ります。 議案第21号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第21号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第22号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
定井局長補佐	それでは、議案第22号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」ということであります。 別紙3をご覧ください。 本案は、今年の1月の意見交換会でご決定を頂きました農地利用の最適化の推進に関する指針で定めた目標、これを達成するため、毎年今年度の目標を設定することとなっていることから、作成をするものでございます。記載する項目といたしましては、農業委員会の状況のほか、農地の集積、遊休農地の解消などの成果目標、それから最適化活動を行う日数などの活動目標について記載をするもので、農業委員会でのご決定を頂きましたらホームページ等で公表をするものでございます。 それでは、順に説明をいたします。 まず、1ページの1、農業委員会の状況等でございますが、こちらには令和6年4月1日現在の農業委員会の体制と農家・農地、それから担い手の状況等について、その概要を記載したものでございます。 2ページをご覧ください。 2、最適化活動の目標でございます。 1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状では、管内の農地面積、集積率などについて令和5年度末現在の数値を現状として記載をしております。その下の②には、今後の目標を記載したものでございます。目標につきましては、県から示された担い手への集積率の目標値、これが本市では令和12年度末で43.4%となっておりますことから、その値を記載をしております。今年度の新規集積面積や今年度末の集積率等につきましては、先ほどの令和12年度の目標値、それから本市での令和5年度末時点での現状等を基に今年度の目標を記載したものでございます。 次に、(2)の遊休農地の解消でございますけれども、①の現状には、令和5年度の農地パトロールで遊休農地と判定された面積等の記載をしております。②の目標でございますけれども、国等からの通知では、令和3年度の遊休農地、これが基準となりまして、これを5年間で解消することを目標にするよう指示されておりますので、これに従いまして1年当たりの解消目標面積等を記載をしております。 次に、3ページでございます。 (3)の新規参入の促進でございますけれども、①の現状につきましてはご覧のとおりでございます。過去3年間の新規に就農された経営体数とその集積面積を記載をしております。②の目標でございますが、こちらには新規就農を希望される方へ貸付けすることのできる農地所有者の同意を得た上で公表できる農地面積の目標値、これを記載することとされておまして、過去3年間、令和3年度から令和5年度における農地の権利移動の面積、この平均値の1割以上を目標とするようされておりますので、その旨

定井局長補佐	記載をしております。 次に、2の最適化活動の活動目標につきまして、(1)には一月当たりに委員さんが行う活動日数の目標を記載することとなっております。ここには月10日以上を目標と記載をしております。 次に、(2)の活動強化月間の設定目標でございますが、こちらには農地パトロールとは別個に年間3か月間以上の活動強化月間、これを設定することとされておりまして、ここでは農地パトロール前後の期間を活動強化月間として記載をしております。 最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標についてでございますけれども、これは県などが実施いたします新規就農希望者を対象といたしました相談会、これが実施される場合に、委員さんが最低1人以上は参加することとされておりまして、例年9月に県の主催で就農応援フェアが開催されることから、ここへ参加する旨を記載をしたものでございます。 議案第22号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がありましたらお願いをいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第22号については原案のとおり決定することといたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第19号から報告第22号について事務局の説明を求めます。 どうぞ。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第19号から報告第22号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページから6ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は11件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 報告第21号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 8ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は16件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第22号「農地改良届出の受理について」でございます。 12ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。

議 長	次に、日程第 5 のその他に入ります。 何かございましたらお願いします。
	< な し >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議、誠にご苦勞さまでした。 それでは、木原会長職務代理から次回の総会について報告をお願いいたします。
木原職務代理者	失礼します。 次回の 5 月総会は、5 月 28 日午後 2 時から市役所本館 3 階 303 で予定しておりますので、ご出席をお願いします。なお、時間が当日は午後 2 時からになっておりますので、お間違いないようにお願いします。 以上です。
議 長	以上で総会議案が終わりました。 それでは、4 月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1 番 長 原 毅 委員 2 番 久 保 伸 司 委員